

複写

汚染土壌処理業許可証

兵庫県尼崎市東浜町 1 番地の 1
株式会社 ジオレ・ジャパン
代表取締役 柴垣 雄一

土壌汚染対策法 第 22 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

尼 崎 市 長 松 本



眞

許可の年月日	令和 7 年 4 月 8 日		
許可の有効期限	令和 1 2 年 4 月 7 日		
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	株式会社ジオレ・ジャパン 本社工場		
汚染土壌処理施設の設置の場所	尼崎市東浜町 1 番地の 1		
汚染土壌処理施設の種類	①浄化等処理施設(浄化(抽出 - 洗浄処理)) ②浄化等処理施設(浄化(抽出 - 化学脱着)) ③浄化等処理施設(浄化(分解 - 熱分解)) ④浄化等処理施設(浄化(抽出 - 磁力選別)) ⑤浄化等処理施設(不溶化) ⑥分別等処理施設(異物除去) ⑦分別等処理施設(含水率調整)		
汚染土壌処理施設の処理能力	①浄化等処理施設(浄化(抽出 - 洗浄処理))	23t/h	552t/24h
	②浄化等処理施設(浄化(抽出 - 化学脱着))	160t/h	1,280t/8h
	③浄化等処理施設(浄化(分解 - 熱分解))	4.6t/h	110t/24h
	④浄化等処理施設(浄化(抽出 - 磁力選別))	105t/h	2,520t/24h
	⑤浄化等処理施設(不溶化)	105t/h	2,520t/24h
	⑥分別等処理施設(異物除去)	105t/h	2,520t/24h
	⑦分別等処理施設(含水率調整)	105t/h	2,520t/24h
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	裏面のとおり		
変更の内容			

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

複写

①浄化等処理施設(浄化(抽出 - 洗浄処理))

受け入れられる特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、有機りん化合物
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度上限なし

②浄化等処理施設(浄化(抽出 - 化学脱着))

受け入れられる特定有害物質	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度上限なし

③浄化等処理施設(浄化(分解 - 熱分解))

受け入れられる特定有害物質	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、PCB、有機りん化合物
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	PCBは40,000mg/kg以下 その他の特定有害物質については濃度上限なし

④浄化等処理施設(浄化(抽出 - 磁力選別))

受け入れられる特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	土壌含有量基準及び第二溶出量基準以下

⑤浄化等処理施設(不溶化)

受け入れられる特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度上限なし

⑥分別等処理施設(異物除去)

受け入れられる特定有害物質	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、有機りん化合物
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度上限なし

⑦分別等処理施設(含水率調整)

受け入れられる特定有害物質	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、有機りん化合物
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度上限なし

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。